

広島大学大学院国際協力研究科研究倫理審査委員会の運用について

令和元年 11 月 18 日
研究倫理審査委員会決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、広島大学大学院国際協力研究科研究倫理審査委員会内規(令和元年 10 月 18 日研究科長決裁)第 7 条第 2 項の規定に基づき、広島大学大学院国際協力研究科研究倫理審査委員会(以下「委員会」という。)の運営に必要な事項を定めるものとする。

(審査対象となる研究)

第 2 条 審査の対象は、本研究科に所属する教授、准教授、講師、助教、助手、研究員並びに学生が行う人間を直接対象とする研究とする。

(審査の申請)

第 3 条 前条に該当する者が研究を行おうとするときは、事前に審査申請書(別紙様式 1)、審査対象書類(①研究実施計画書(別紙様式 2)又は②研究実施報告書(別記様式 3)及び公表予定原稿)、その他必要とされる書類を、委員長に提出するものとする。

(審査の手続き)

第 4 条 委員長は、前項の審査申請書及び審査対象書類による研究倫理審査の申請があった場合は、委員会を開催し、その内容についての審査を行う。

2 学生が研究倫理審査の申請をする場合には、学生の研究を指導する教員が内容を十分に検討し、その承諾を得た上で申請があった場合に限り、審査を行う。

3 研究を実施しようとする者(以下「申請者」という。)は、委員会に出席し、申請内容等を説明するとともに、意見を述べることができる。

(審査基準)

第 5 条 委員会は、前条第 1 項により付託された審査対象書類の内容について審査を行う。

2 審査は、広島大学大学院国際協力研究科研究倫理指針(令和元年 11 月 18 日研究倫理審査委員会決裁)に基づいて行うものとする。

(判定)

第 6 条 審査の判定は、広島大学大学院国際協力研究科研究倫理審査委員会内規第 5 条第 2 項の規定により審査の判定を行うことを原則とする。

2 審査の判定は次の各号のいずれかとする。

- (1) 承認
- (2) 変更勧告
- (3) 不承認

(4) 非該当

(電子媒体による審査)

第7条 委員会の速やかな開催が困難な場合等やむを得ない事情がある場合には、審査の迅速化を図るため、電子媒体によって審査することができるものとする。

2 前項の電子媒体による審査の場合は、各委員は、原則として1週間以内に判定結果報告書を国際協力研究科支援室に提出するものとする。

3 電子媒体による審査では、委員の3分の2以上の合意を必要とする。

(審査結果の通知)

第8条 委員長は、審査終了後速やかに審査結果を審査結果通知書により、申請者に通知しなければならない。

(再審査)

第9条 申請者は、審査結果に不服があるときは、再審査申請書(別紙様式4)により、委員長に対し再審査を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第10条 委員会の委員は、審査の内容について守秘義務を負う。

(事務)

第11条 審査に関する事務は、大学院国際協力研究科支援室において処理する。

第12条 第3条第1項に規定する審査の申請に関し必要な書類は、別に定める。

附 則

この運用は、令和元年11月18日から施行する。